

秦野市建築物等における木材の利用促進に関する基本方針

(趣旨)

第1 本市域の約52%を占める森林は、木材の生産をはじめ、水源かん養、洪水や土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収、生物多様性の保全など様々な公益的機能を有しており、市民に多くの恩恵と快適な生活環境をもたらしている。この大切な森林を豊かで健全な姿で次世代に引き継いでいくためには、森林を保全・再生し、循環・継続的に利用することが重要である。

また、木材は、断熱性、調湿性等に優れているほか、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材であるとともに、再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃焼しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない等の特性を有している。このような特性を持つ木材の利用を促進することは、健康で温もりのある快適な生活空間の形成や循環型社会の形成に貢献するだけでなく、脱炭素社会の実現にもつながるものとして大いに期待されている。

こうした中、令和3年10月に「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律」が、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正され、取組の対象が公共建築物から建築物全体へと拡大された。

これらを踏まえ、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第12条第1項の規定に基づき、市内における建築物等の整備において、積極的に秦野産木材又は県産木材等の木材の利用を促進するための方針を定めるとともに、本市が行う公共建築物の整備において先導的に秦野産木材又は県産木材等による木造化、木質化を進め、木材の利用促進を図るため、この方針を策定する。

(用語の定義)

第2 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築物のほか、ベンチや外構施設、ガードレールなどの工作物をいう。
- (2) 備品 備品（机、いす、書棚等）のほか、消耗品（文房具等）をいう。
- (3) 建築物等 建築物及び備品を総称したものをいう。
- (4) 木造化 建築物の柱、はり、けた、小屋組み又は壁等の全部又は一部を

木造とすることをいう。

- (5) 木質化 建築物の内装又は外装における木材利用及び備品における木材利用をいう。
- (6) 秦野産木材 市内で生産された素材並びにその素材を材料とする製材品及び木製品をいう。
- (7) 県産木材 県内で生産された素材並びにその素材を材料とする製材品及び木製品をいう。
- (8) 品質認証材とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 日本農林規格等に関する法律に基づく日本農林規格（J A S）の認証を受けた木材
 - イ かながわブランド県産木材品質認証制度の定める品質基準を満たした県産木材
 - ウ 他の地方公共団体において定める品質基準を満たした木材

（木材利用の意義）

第3 建築物等における木材利用については、次に掲げる意義を有することを踏まえて取り組む。

- (1) 木材の利用を通じた森林の伐採、植林及び保育による木材の持続的生産の促進と森林の持つ公益的機能の維持及び増進への寄与
- (2) 再生産可能な資源である木材の特性を生かした循環型社会の構築への貢献
- (3) 調湿性に優れ、高い断熱性を有し、又は人に対するリラックス効果がある等、木材の特性を生かした快適な空間の創出
- (4) 炭素固定機能を有し、加工及び輸送に必要なエネルギーが他の原料に比べて少ない等、木材の特性を生かした脱炭素社会の実現への貢献と環境への負荷の軽減

（市内の建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項）

第4 市内の建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項は、次のとおりとする。

- (1) 公共建築物等

別表1に該当する公共建築物の整備においては、可能な限り木材を使用した方法を採用し、秦野産木材及び県産木材を使用するよう努める。ま

た、備品については、木材を原材料として使用したものの利用の促進を図る。

(2) 民間建築物等

民間建築物等の整備においては、木材利用に関する情報提供等を通じて、可能な限り木材を使用した方法を採用し、秦野産木材及び県産木材を使用するよう促す。

(本市が整備する公共建築物等における木材利用の目標)

第5 本市が整備する公共建築物等における木材利用の目標は、次のとおりとする。

(1) 公共建築物等

ア 公共建築物の木造化の推進

公共建築物については、別表2に掲げるものを除き、原則として木造化を図るものとする。ただし、建築基準法その他法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は特定主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性能等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題等の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては、木造化を図るよう努めるものとする。

イ 公共建築物等の木質化の推進

公共建築物等については、別表2により木造化ができない場合でも、積極的に木質化を推進するものとする。

(2) 木質バイオマス等の推進

公共建築物への暖房器具やボイラー等の導入については、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物等の適切な維持管理を考慮しつつ、木質バイオマスを燃料とする設備や器具の導入に努めるものとする。

(3) 公共建築物において利用する木材

本市が行う公共建築物の整備において使用する木材は、別表3に掲げる場合を除き、概ね50パーセント以上（体積換算）秦野産木材及び県産木材を使用するものとする。また、品質認証材も積極的に導入を図る。

(市内における木材の適切な供給の確保に関する事項)

第6 本市は、秦野産木材の適切な供給の確保を図るため、森林所有者や素材

生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者と連携して、施業の集約化等による生産性の向上に努め、産地や品質が明らかな木材の供給体制の整備に取り組むものとする。

（木材利用のPR及び普及の推進）

第7 本市は、自ら整備する公共建築物等（別表1(1)）の木造化、木質化の実施に当たっては、市民が触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることができるよう、秦野産木材のPR及び普及に努める。

（関係団体等への協力依頼）

第8 本市は、本市以外の者が整備する公共建築物等（別表1(2)）についても、積極的に秦野産木材が使用されるよう、その整備主体に働きかけ、理解を得るとともに、協力の依頼に努める。

（建築物木材利用促進協定制度の周知）

第9 本市は、建築物等における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対し、建築物木材利用促進協定制度の周知に努める。

附 則

（適用期日）

1 この方針は、令和7年3月31日から適用する。

（秦野市公共施設における秦野産材の利用の促進に関する基本方針の廃止）

2 秦野市公共施設における秦野産材の利用の促進に関する基本方針（平成25年4月8日施行）は、廃止する。

別表1 木材利用を促進すべき公共建築物

(1) 本市が整備する公共建築物

公共用又は公用に使用する建築物であって、広く市民一般の利用ができるもの

種別	具体例
教育施設	幼稚園、小学校、中学校
社会福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設、保育所等
保健・衛生施設	病院、診療所、保健センター等
運動施設	体育館、水泳場等
社会教育施設	図書館、公民館等
都市・住宅施設	公園、市営住宅等
行政施設	庁舎等
公共工作物	公共土木工事、森林整備工事等における工作物

(2) 本市以外の者が整備する (1)に準じる公共建築物

広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上につながるなど公共性が高いと認められる建築物

種別	具体例
教育施設	幼稚園、小学校、中学校
社会福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設、保育所等
保健・衛生施設	病院、診療所等
運動施設	体育館、水泳場等
社会教育施設	図書館等
公共工作物	ベンチ、外構施設等
その他	公共交通機関の旅客施設、高速道路の休憩所等

別表2 建築物を木造化できない場合

- (1) 建築基準法等の法令、建築物の設置基準等により木造化できない場合
- (2) 建築物の用途、安全性、維持管理等を考慮して木造化が困難な場合
- (3) その他建築物の木造化が困難な場合

別表 3 秦野産木材又は県産木材の使用が困難な場合

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 法令の規定等により秦野産木材又は県産木材の使用が困難な場合(2) 秦野産木材又は県産木材による供給が困難な場合(3) その他の理由により秦野産木材又は県産木材の使用が適当でない場合 |
|--|